

不動産登記法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第103号）（建設局都市整備部区画整理課）

不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行に伴い、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伏見西部第一地区土地区画整理事業施行規程ほか10条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年3月25日から施行することとしました。

不動産登記法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市条例第103号

不動産登記法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伏見西部第一地区土地区画整理事業
施行規程の一部改正)

第1条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伏見西部第一地区土地区画整
理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「第55条第6項」を「第5
5条第9項」に、「事業計画を公告した」を「公告があった」に、「土地登記簿」を「登
記簿」に、「登記された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、
同条第2項中「行なった」を「行った」に、「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地
登記簿」を「登記簿」に、「登記された」を「記録された」に、「あん分した」を「案
分した」に改め、同条第3項中「土地登記簿に」を削り、同条第5項前段中「または」
を「又は」に、「のあった」を「があった」に改め、同項中段中「または」を「又は」
に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「もし
くは」を「若しくは」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)洛北第一地区土地区画整理事業施行
規程の一部改正)

第2条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)洛北第一地区土地区画整理事
業施行規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「第55条第7項」を「第5

5条第9項に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に、「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第6項前段中「または」を「又は」に、「のある」を「がある」に、「よって」を「より」に、「のない」を「がない」に、「法」を「法」に、「のあった」を「があった」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「のあった」を「があった」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に、「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第6項前段中「または」を「又は」に、「のある」を「がある」に、「よって」を「より」に、「のない」を「がない」に、「のあった」を「があった」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「のあった」を「があった」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に、「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第6項前段中「または」を「又は」に、「のある」を「がある」に、「よって」を「より」に、「のない」を「がない」に、「のあった」を「があった」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「のあった」を「があった」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に、「宅地各筆」を「宅地の各筆」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第6項前段中「または」を「又は」に、「のある」を「がある」に、「よって」を「より」に、「のない」を「がない」に、「のあった」を「があった」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「のあった」を「があった」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に、「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に、「あん分した」を「案分した」に改め、同条第5項中「行ない」を「行い」に改め、同条第7項前段中「または」を「又は」に、「のある」を「がある」に、「のない」を「がない」に、「のあった」を「があった」に改め、同項後段中「または」を「又は」に、「のあった」を「があった」に、「あん分した」を「案分した」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地
区画整理事業施行規程の一部改正)

第7条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地
区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「土地登記簿に記載されて」を「登記簿に記録されて」に改める。

第20条第4項本文中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地
区画整理事業施行規程の一部改正)

第8条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地
区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「土地登記簿に記載されて」を「登記簿に記録されて」に改める。

第20条第4項本文中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地
区画整理事業施行規程の一部改正)

第9条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地

区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「土地登記簿に記載されて」を「登記簿に記録されて」に改める。

第21条第4項本文中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地
区画整理事業施行規程の一部改正)

第10条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五
地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「土地登記簿に記載されて」を「登記簿に記録されて」に改める。

第21条第4項本文中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業太秦東部地区土地区画
整理事業施行規程の一部改正)

第11条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業太秦東部地区
土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「土地登記簿に記載されて」を「登記簿に記録されて」に改める。

第21条第4項本文中「土地登記簿」を「登記簿」に、「記載された」を「記録された」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部区画整理課)